

2006年度前期日程入試問題 法学専門試験 民事訴訟法

< 出題趣旨 >

問、問ともに、民事訴訟法における解釈論上の重要問題を含んだ事案についてその問題処理を求める。手際よく事案を分析した上で、複数の論すべき点につきその重要度を判断し、重要度の高い論点では、「問題提起 学説・判例の展開 自説の展開 当てはめ・結論」を要領よく的確に論すべき必要がある。

< 問題 >

下記の問・問のうち、いずれか1問を選択して解答しなさい(答案の冒頭に、選択した問題の番号を必ず記入すること)。

問

東京都中野区に居住しているXは、Yとの間で、兵庫県神戸市にある建物の賃貸借契約を締結していた。Xは、その建物の賃貸借関係が終了したと主張して、Yを被告とする建物明渡請求訴訟を提起した。この建物明渡請求訴訟を担当した裁判所は、次の(1)と(2)の判決をすることができるか。

(1) XのYに対する建物明渡請求が一部明渡請求であったのに対して、建物の全部の明渡を認容する判決。

(2) Xが立退料60万円の支払いと引換に建物の明渡を請求しているのに対して、裁判所が、XのYに対する100万円の立退料の支払いにより借地借家法上の正当事由をみたと判断した場合に、100万円の支払いを条件として建物の明渡を認容する判決。

< 主要な論点・採点ポイント >

- 一部認容判決の可否
- ・ 246条の意義・趣旨
- ・ 原告の意思の尊重
- ・ 被告に対する不意打ちの防止
- ・ 本問事案への当てはめ
 - 「正当事由」(借地借家法28条)と弁論主義
- ・ 246条の趣旨
- ・ 本問事例への当てはめ

問

東京都中野区に居住するXは、神奈川県横須賀市に居住するYに対してパソコン10台を売却する契約を締結したが、その売買代金の支払いがないとして、平成17年5月1日に代金支払を求めて裁判所に訴えを提起した。その訴訟係属中、XとYは、訴訟上の和解をなし、和解調書が作成されて訴訟は終了した。しかし、Xは、その後に事情の変動がないのに再び同一の売買代金の支払いを求めて裁判所に訴えを提起した。この場合、次の(1)と(2)に答えなさい。

(1) 後訴の係属した裁判所は、前訴で作成された和解調書によって何らかの拘束を受けるか。

(2) 前訴で締結された和解がYの錯誤に基づいていたとYが考える場合、Yは、訴訟上どのような手段をとることができるか。

< 主要な論点・採点ポイント >

和解調書の既判力

- ・ 和解の法的性質論の問題
 - ・ 既判力肯定説、267条の文理、判決の代用、批判
 - ・ 既判力否定説、和解は自主的紛争解決方式であるから当事者の意思を重視
 - ・ 判例の立場は制限的既判力説、批判
- 訴訟上の和解の瑕疵を主張する訴訟上の手段
- ・ 期日指定の申立て
 - ・ 和解無効確認の訴え
 - ・ 請求異議の訴え

2006年度後期日程入試問題 法学専門試験 民事訴訟法

<出題趣旨>

問、問は、それぞれ当事者と判決効における解釈論上の重要問題を含んだ事案についてその問題処理を求める。主要論点を意識した上で、その前提となる論点を適切に配置して答案構成をする必要がある。

<問題>

下記の間・問のうち、いずれか1問を選択して解答しなさい(答案の冒頭に、選択した問題の番号を必ず記入すること)。

問

兵庫県A市に住む18歳の高校生であるXは、大阪府B市に住むYに2百万円を貸し付けたが、Yが弁済期を過ぎてもその貸金を返還しないと主張して地方裁判所に単独で貸金返還請求訴訟を提起した。この場合における以下の各問いに答えなさい。

- (1) 地方裁判所はどのような措置をとるべきか。
- (2) 地方裁判所が、Xが18歳であることを看過して原告敗訴の本案判決を下したのに対し、Xが単独で控訴した場合、控訴裁判所はどのような措置をとるべきか。

<主要な論点・採点ポイント>

- 未成年者が例外的に訴訟能力を認められる場合
- 未成年者が単独で訴訟行為を行っている場合における補正命令・追認の機会
- 訴訟要件を満たしていないとして訴えを却下
- 訴訟能力の欠缺を看過した未成年者敗訴の第一審判決が確定してその効力が未成年者に及ぶとすると未成年者にとって不利益となりうる場合の検討
- 訴訟能力の欠缺を看過してなした未成年者敗訴の本案判決の効力

問

Xは、Yに対して、建築請負契約に基づく2千万円の請負代金支払請求訴訟を平成17年6月に提起した。Yは、Xに対して3千万円の売掛代金債権を有していると主張し、この売掛代金債権を反対債権として相殺の抗弁を主張した。しかし、裁判所は、売掛代金債権の不存在を理由に相殺の抗弁を排斥し、Xの請求を認容して、この認容判決は確定した。その後、Yが売掛代金債権全額の支払を求める訴えを新たに提起した場合、裁判所はどのような措置をとるべきか。

<主要な論点・採点ポイント>

既判力の定義・根拠

114条1項の原則の検討

相殺の抗弁が主張された場合における既判力の範囲の検討

既判力によって争うことができなくなる反対債権の不存在の額は、相殺をもって対抗した額、すなわち、請求債権の消滅の効果を認めるのに必要な額にとどまることについての検討

裁判所が反対債権の不存在を確定した場合には、請求債権を超える額についても既判力が及ぶとして、114条2項を制限的に解釈する少数説についての検討